

商家「駒屋」施設使用のご案内

■使用できる施設について

(1) 主屋（板の間を除く）…床面積 139.04 m²

[主な用途] 展示会、体験講座など

[概要] 和室4室（8畳×2室、6畳×2室）

一部は壁で仕切られています。

(2) 離れ座敷（1室分）…床面積 24.77 m²

[主な用途] 展示会、体験講座、華道会など

[概要] ・北和室（10畳、床の間付き）

・中和室（10畳）

・南和室（8畳、床の間付き）

複数の部屋の同時使用もできます。

(3) 茶室…床面積 24.96 m²

[主な用途] 茶会、体験講座など

[概要] 茶室（4.5畳、床の間付き）、水屋（3畳）、控えの間（3畳）

(4) 南土蔵（ギャラリー一部分）…床面積 39.28 m²

[主な用途] ・展示ケース内展示

[概要] 展示ケース内は蛍光灯による照明で、展示ケース外の照明用にライティング
グレールあり。

展示ケースには施錠可能。

(5) 広場…床面積 570.00 m²

[主な用途] 展示会、体験イベントなど

[概要] 屋外、天然土舗装

■施設使用の受付について

1. 仮受付は、使用する日の6か月前の1日からお申し込みいただけます。使用期間が月をまたぐ場合は、初日が含まれる月の1日からお申し込みいただけます。
2. 連続して使用できる期間は6日間（基本的には火曜日～日曜日）です。6日間を超えての使用を希望される場合は、指定管理者が教育委員会の定める特別の事由に該当すると認められた場合に限り承認いたします。
3. 仮受付時間は、休館日を除く午前9時～午後5時です。
4. 仮受付は先着順とします。
5. 仮受付完了後、【予約・貸出の流れ】に沿って、必要な書類を提出していただきます。
6. 使用承認申請書を提出していただき、使用料をお支払いいただいた時点で正式な受付となります。
7. 以下のいずれかに該当する場合は、使用を許可いたしません。また、受付後であっても、以下のいずれかに該当することが判明した場合は、使用許可を取り消します。
 - (1) 公の秩序、又は善良な風俗、その他公益を害するおそれがあると認められる場合
 - (2) 宗教活動、政治活動を目的とする場合
 - (3) 暴力団の活動を助長、又は暴力団の運営に資することとなる利用と認められた場合
 - (4) 使用の権利を他者へ譲渡、又は転貸する場合
 - (5) その他管理運営上支障があり、使用が不相当と認められる場合

■施設使用料について

1. 施設の使用料は、つぎの表のとおりです。

施設名称	床面積 (㎡)	使用料		
		午前	午後	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 5時	午前9時～ 午後5時
主屋 (板の間を除く)	139.04	2,490円	3,330円	5,820円
離れ座敷 (和室1室分)	24.77	660円	880円	1,540円
茶室	24.96	660円	880円	1,540円
南土蔵	39.28	1,040円	1,400円	2,440円
広場	570.00	240円	320円	560円

2. 入場料・会費などを徴収する場合の使用料は、1の表の2倍の額になります。
3. 収益を目的として入場料・会費などを徴収する場合、または企業活動で使用する場合の使用料は、1の表の3倍の額になります。